



富里の歴史

富里の地では、下総台地の豊かな自然の恵みを受けて、はるかな昔から人々の生活が営まれてきました。富里に初めて人類の足跡が記されたのは、今から約3万年前の旧石器時代でした。この時代を代表する遺跡としては東内野遺跡が挙げられます。数回の発掘調査から、当時、この遺跡一帯には直径数百メートルの沼が点在していたことが確認されています。沼の周囲と考えられる場所からは1万数千点にも及び膨大な数の石器が発見されており、これらの石器は沼に集まる動物を狩って生活していた人々が残したものと考えられています。

縄文時代の遺跡では、南太溜袋遺跡などに代表される、縄文時代初期の遺跡が多いことが特徴です。時代が新しくなるにつれ遺跡の数が少なくなる傾向にあり、中期と呼ばれる時期の遺跡は葉山、新橋、古岡などから発見されています。

弥生時代は稲作農耕が行われるようになることから、低地の少ない富里にはあまり人々が住み着くことはなかったようで、日吉倉地区などから土器の破片がわずかに発見されているのみです。

古墳時代になると、この地域に勢力をふるう豪族が現れていたと考えられ、それらの人々の墓である方形周溝墓が日吉倉地区で発見されています。

奈良・平安時代では、中沢・久能地区に集落が作られるようになります。現在、第二工業団地となっている塚越遺跡からは、日本で二番目に古い銭貨である和同開珎や寺院と考えられる建物跡が発見されています。また、吉川には須恵器と呼ばれる土器を焼くための登り窯の存在が古くから知られており、地元の人々にバチノス（鉢の巣＝器がたくさんある所の意味と考えられます）と呼ばれていました。また、久能地区からは「罪司進上代」と書かれた墨書土器が発見されており、当時の貴重な文字資料となっています。

鎌倉時代になると千葉氏にかかわりのある武士が来住するようになり、富里に深いかかわりを持つ人物としては三谷胤政の名を挙げることができます。胤政が富里のどのあたりに勢力を振るっていたかは定かではありません。しかし、胤政の霊を供養するために造立された供養塔が、胤政が開祖と言い伝えられる中沢昌福寺に祀られています。

江戸時代になると、富里一帯には江戸幕府の直轄による牧が経営されるようになります。牧の管理は牧士と呼ばれる人たちによって行われ、富里では久能の藤崎家が代々これを行ってきました。

明治時代になると江戸時代の牧は窮民救済のために開放され、大規模な開墾が行われるようになりました。明治8年には内務卿の大久保利通により下総牧羊場が開設され、日本で最初の近代牧畜が行われるようになりました。その後末廣農場が誕生し、この頃の文化財として、国登録有形文化財「旧岩崎家末廣別邸」が残されています。

そして現代に生きる私たちには、富里の文化資源を継承し、後世に伝えていくという使命があります。

文化財保存活用地域計画は文化財保護法に規定された法定計画で、本市の多様な文化資源の保存・活用に関して、将来のビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めたアクションプランとなります。計画に定める内容について、2032年を目標に多様な主体の連携・協働により実現を目指します。

富里市の文化財の概要

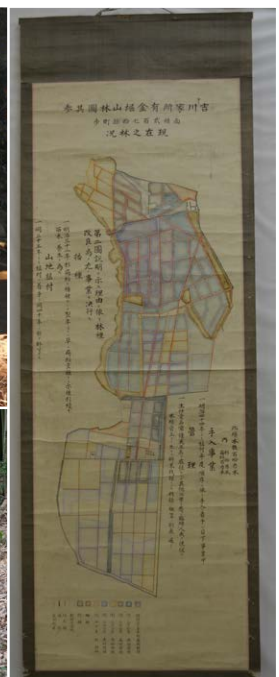
本市には、各地に伝わる民話や伝承、神事や祭りなどの民俗文化財、石像や石塔などの石造建造物、また、地下に眠る旧石器時代からの遺跡や古墳など、後世へ守り、伝えていくべき文化資源があります。本市はかつて、開墾地であるという特徴から文化財は少ないものと認識されていましたが、昭和56（1981）年に刊行された「富里村史」の編さん事業等により市の文化財や文化的価値が再認識されました。

指定等文化財の概要

令和2（2020）年度現在、本市の指定等文化財は、県指定3件、市指定24件、国登録3件の合計30件で、表1のとおりです。これらの文化財には、「旧岩崎家末廣別邸」（国登録）、「佐倉牧の牧士史料」（県指定）、「吉川植林計画図」（市指定）、「武州ばやし」（市指定）、「中沢麦つきおどり」（市指定）、「富里牧羊場跡」（県指定）、「旧末廣農場跡」（市指定）といった本市の開墾や牧畜に関わるものが多く含まれるのが特徴です。また中世以降の本市域を含む一帯で大きな勢力を伸ばした桓武平氏の子孫である千葉氏一族に関わりのある城館や石造物、仏像等が遺されている点も大きな特徴です。

表1 指定・登録文化財の一覧

種類	種別	国指定 選定	県 指定	市 指定	国 登録	合計
有形文化財	建造物	0	0	0	3	3
	絵画	0	0	0	0	0
	彫刻	0	0	0	0	0
	工芸品	0	1	14	0	15
	書籍・典籍	0	0	0	0	0
	古文書	0	0	0	0	0
	考古資料	0	0	0	0	0
	歴史資料	0	0	0	0	0
無形文化財		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	0	3	0	3
記念物	遺跡（史跡）	0	2	4	0	6
	名勝地	0	0	0	0	0
	動物、植物、地質、鉱物（天然記念物）	0	0	3	0	3
合計		0	3	24	3	30



未指定文化財等の概要

古文書の悉皆調査や地区ごとの民俗調査等が実施され、多くの文化財が認識されるようになってきました。現在のところ、建造物2件、石造物406件、その他美術工芸品5件、書籍・典籍、古文書を含む歴史資料が5,551件、民俗文化に係る文化財等22件、埋蔵文化財（遺跡）343件、動植物・地質鉱物1件、食文化として郷土食10件が知られています。



表2 未指定文化財等の一覧

種類	種別	日吉倉	久能	大和	根木名	七栄	新橋	中沢・新中沢	立沢・立沢新田	高松	高野	十倉・御料	合計
有形文化財	建造物	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	石造物	54	37	16	24	17	46	74	47	21	24	46	406
	美術工芸品	絵画	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		彫刻	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
		工芸品	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	歴史資料	書籍・典籍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		古文書	114	1,160	585	921	106	658	484	488	171	395	5,548
		考古資料	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		その他	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
無形文化財	芸能・工芸技術	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	民話・伝承	0	3	0	0	2	1	2	0	0	3	1	12
	祭事・芸能	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	3
	衣装・道具	0	1	0	0	0	1	1	1	1	2	0	7
遺跡	城館跡	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	343
	牧畜跡	1	0	1	2	21	2	4	2	2	2	28	
	窯跡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	古墳	3	4	0	0	7	2	7	0	0	0	3	
	集落遺跡他	10	18	6	14	59	12	21	21	6	5	77	
名勝地		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物、植物、地質、鉱物		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文化的景観		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化財の保存技術		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食文化		複数地域にまたがるため、詳細は巻末資料編を参照											10
景観※		※『十三の景観マップ』作成済み。文化的景観の悉皆調査としては未実施											－
自然環境※		※植物相の悉皆調査としては、折目庸雄 1993『富里の植物』の成果がある											－
合計		185	1,226	608	962	215	722	594	560	203	431	624	6,340

出典：富里市文化財地理情報システム、富里市公式ホームページ（<https://www.city.tomisato.lg.jp/>）、

文化財等に関する調査報告書（本編巻末資料編参照）

※景観、自然環境については定量的な指標ですが、調査の有無を表している。

富里市の歴史文化の特徴

本市域は、豊かな自然環境に囲まれ、そうした地の利をいかして、独自の発展を遂げてきました。しかしその発展も一様ではなく、下図のように旧十三か村ごとに歴史的・文化的資源を有しており、これらが市の名称である「とみさと」＝「十三里（＝村）」の語源ともなっています。

本計画にて取り扱う文化資源は、文化財保護法に定義される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型やこれに準ずる埋蔵文化財、文化財の保存技術等、法に規定されるものだけでなく、法に規定のない地域と密接に関係する地域の歴史的・文化的な資源についても対象とします。具体的には、各地域にて受け継がれる民話や食文化、馬産などに通じる人々の活動、本市の豊かな景観をかたちづくる自然環境、地域の歴史文化を支える人々の活動等を含めてとらえるものとし、「富里市の文化資源」として計画の対象範囲に位置づけることとします。

富里市の歴史文化を取り巻く環境

【富里市の自然環境の特徴】

- 下総台地そのものの特徴
- 内陸性の厳しい気候
- 地力に乏しい火山灰土

【富里市の社会環境の特徴】

- 基幹産業の農業と工業地帯
- 豊かな農村景観
- 発展途上の観光資源

文化財保護法第2条に基づく文化財

文化財	有形文化財	美術工芸品、建造物
	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等
	民俗文化財	民俗資料、民俗習慣、民俗芸能、民俗技術等
	記念物	遺跡、名勝地、動植物等
	文化的景観	棚田、里山、用水路等
	伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村等



法令上規定のない文化資源

- 【旧村ごとの特徴】
- 【民話、食文化】
- 【自然環境、景観】
- 【地域の歴史文化を支える人々の活動】

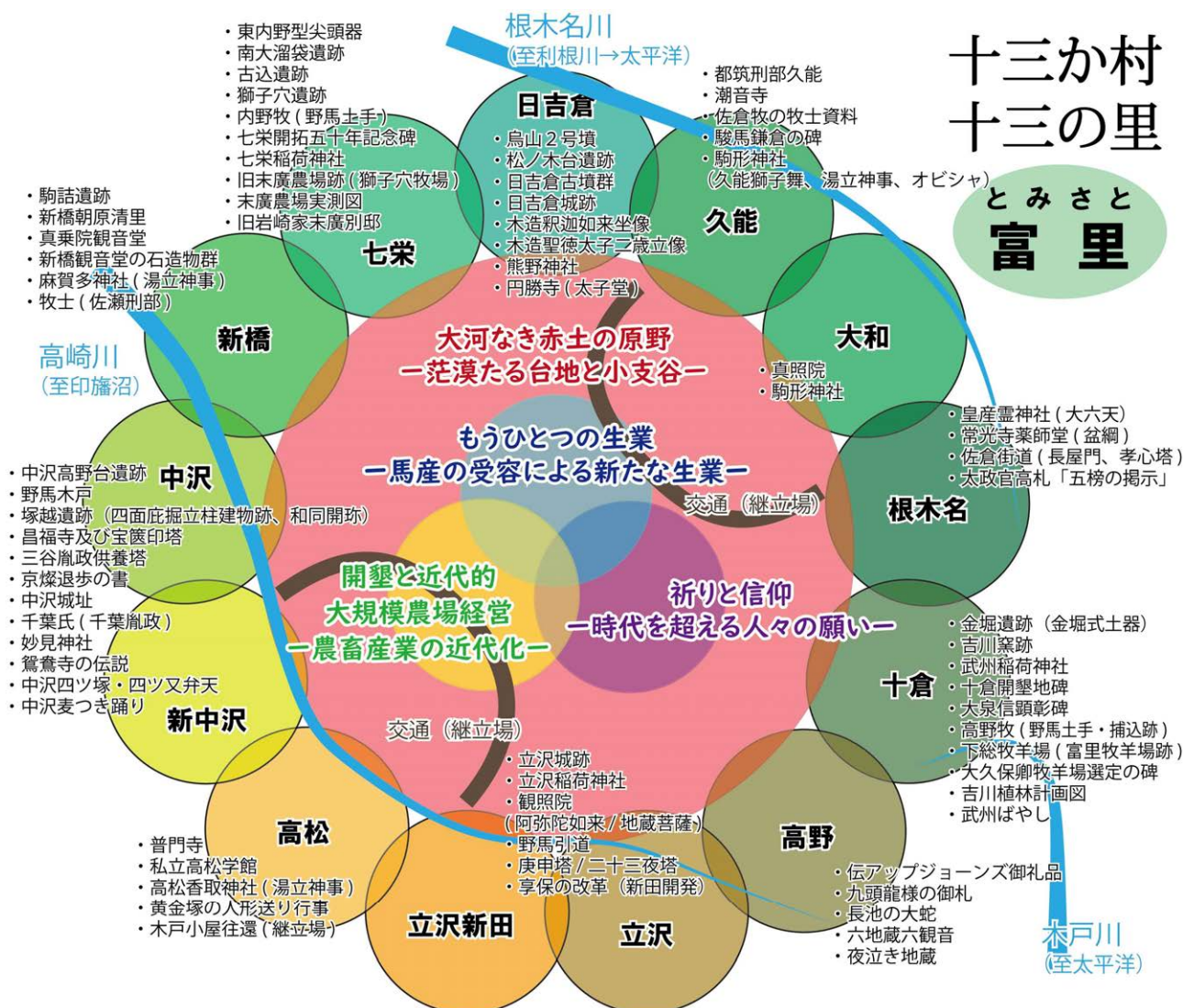
富里市の文化資源

【富里市の歴史文化の特徴】

- 大河なき赤土の原野　　― 茫漠たる台地と小支谷 ―
- もうひとつの生業　　― 馬産の受容による新たな生業 ―
- 開墾と近代的大規模農場経営　　― 農畜産業の近代化 ―
- 祈りと信仰　　― 時代を越える人々の願い ―

十三か村
十三の里

とみさと
富里



○大河なき赤土の原野　－茫漠たる台地と小支谷－

- A：特徴的な石器群と縄文土器
B：古墳時代に遡る集落と牧

C：初期荘園と馬産（武士の成立）
D：幕府直轄牧と野付村
E：武士と農民の狭間

F：入植者の苦難
G：近代牧畜の発祥
H：岩崎家の末廣農場と吉川家の植林計画

|：庶民が願った幸せ

文化財の保存・活用に関する方針と措置

本市では、文化財の保存・活用に関して本市が目指すべき「あるべき姿」について、「富里の歴史を理解する上で重要な文化財の確実な保存」、「地域と密接に関係する未指定文化財の再評価と活用」、「文化財の観光資源としての積極的な活用」、の3点と位置づけます。この「あるべき姿」を目指して、「みんなで守る富里の文化資源」と、「みんなが触れる富里の文化資源」の2つの柱を文化財の保存と活用に関する基本方針として定め、富里の文化資源の保存と活用における一層の推進を図っていきます。

目指す
あるべき姿

- ・富里の歴史を理解する上で重要な文化財の確実な保存
- ・地域と密接に関係する未指定文化財の再評価と活用
- ・文化財の観光資源としての積極的な活用



文化財の保存・活用の取組の方向性と実施方針		
文化財の保存に関する方向性	I-a 価値の把握	・詳細調査の実施 ・詳細調査に基づく台帳整備及び報告書刊行
	I-b 価値の向上	・計画的な文化財指定 ・有形文化財や記念物のうち、早期に実施することが望ましい種別の文化財の総合的把握のための調査の実施 ・有形文化財等の修理・補修や維持管理
	I-c 価値の管理	・地理情報システムへのデータ登載の推進 ・収蔵施設集約の検討 ・官民協働による文化財の防災訓練
	I-d 価値の継承	・古いネガ等のデジタル化の推進 ・文化財継承者の育成方法の検討 ・映像等の記録作成の推進
	I-e 価値の評価	・価値の評価を適切に行い周知した上で、評価に見合った多様な自主財源確保の手法の検討
	I-f 価値の共有	・文化財の保存に対する事業者の理解向上
文化財の活用に関する方向性	II-a 資源の周知	・多彩な情報発信手段の検討 ・公開機会の少ない指定等文化財等について限定公開や特別展示等の機会創出 ・文化資源の案内・解説の作成と多言語化対応
	II-b 資源の利用	・文化資源を活用した観光促進のための周遊ルートの検討 ・駐車場候補地の検討 ・新たな活用手法の検討 ・旧岩崎家末廣別邸及びその周辺の観光拠点化推進 ・市民が参加できる仕組みやイベント等の創出
	II-c 資源の評価	・資源としての適切な評価に基づく多様な自主財源確保の検討
	II-d 資源の共有	・庁内での情報共有の推進

保存・活用の具体的な取組

文化財の保存・活用に向けた具体的な取組のうち、優先的に取り組む事項は以下のとおりです。（本文より一部抜粋）

無形の民俗文化財等の記録作成の推進

市域には、民話、口頭伝承、慣習（風習）、年中行事、祭礼などの多くの無形の文化財や文化資源が所在しています。これらのうちすでにいずれかの形で記録が作成されているものもありますが、年中行事や祭礼については、千葉県北部地域に特有のものもあり、記録作成の措置を講ずべき価値を有するものが、未だ記録作成に至っていないものが数多くあります。

本取組では、こうした記録作成の措置が講ぜられていない年中行事や祭礼について映像記録の作成を行い、あわせてデジタル化することで、地域で親から子へ、子から孫へと受け継がれてきた人々の叡智を記録として市民で共有する取組を推進していきます。

「国登録有形文化財 旧岩崎家末廣別邸」及びその周辺の整備

国登録有形文化財建造物である「旧岩崎家末廣別邸」は、本市の歴史文化を最も特徴づける文化財のひとつであり、その活用として整備と賑わい創出が求められています。

現在、旧岩崎家末廣別邸の環境整備と併せて、隣接する市有地においてガイダンス機能や便益機能を有する施設整備が進められており、令和2（2020）年度には一部の整備を実施し、限定的に一般公開を始めています。

今後は、隣接市有地における便益施設や集客施設の整備との調整を図りながら、実効性のある整備の実施を検討しています。また、現在敷地内の整備等に尽力いただいている市民ボランティア団体『末廣倶楽部』には、引き続き整備についてご協力いただきます。



旧岩崎家末廣別邸について

末廣農場内に設けられた^{いわさきひさや}岩崎久彌の別邸です。末廣とは、もともと地元の土地呼称で、扇のように開く独特の地形であったことから、そう名付けられました。

岩崎久彌は日本の実業家で、旧三菱財閥の3代目総帥です。久彌は戦後の財閥解体・農地解放後に東京の本邸から別邸に移り住み、農牧改良事業に余生を捧げました。平成24（2012）年10月に土地と建物が富里市に寄贈され、主屋・東屋・石蔵の3棟が、国登録有形文化財となっています。

主屋は昭和2（1927）年の建築で、中庭をもつ大規模な瓦葺の木造平屋建てです。特に外周のガラス障子の意匠は秀逸で、周囲に巡らせた庇とともに、軽快で潇洒な外観をもっています。東屋は昭和初年のもので、数寄屋意匠を加味した開放的な建物です。石蔵も昭和初年のもので、木造の周囲に大谷石を積み、軒下まで丁寧にスクラッチタイルを貼った独特な形式を備えています。

観光周遊ルートの設定

健康推進課が実施している120万歩健康ウォーキング事業との連携によって設定されたコースを踏まえ、市外から訪れる観光客向けの周遊ルートの検討について、地域の人々との協働によって実施していきます。なかでも、公共用地のうちで利用頻度の低いものについては、来訪者の駐車場として提供できるかについて検討し、調整のとれたものからこれを有効活用して周遊ルート活用の促進を目指します。

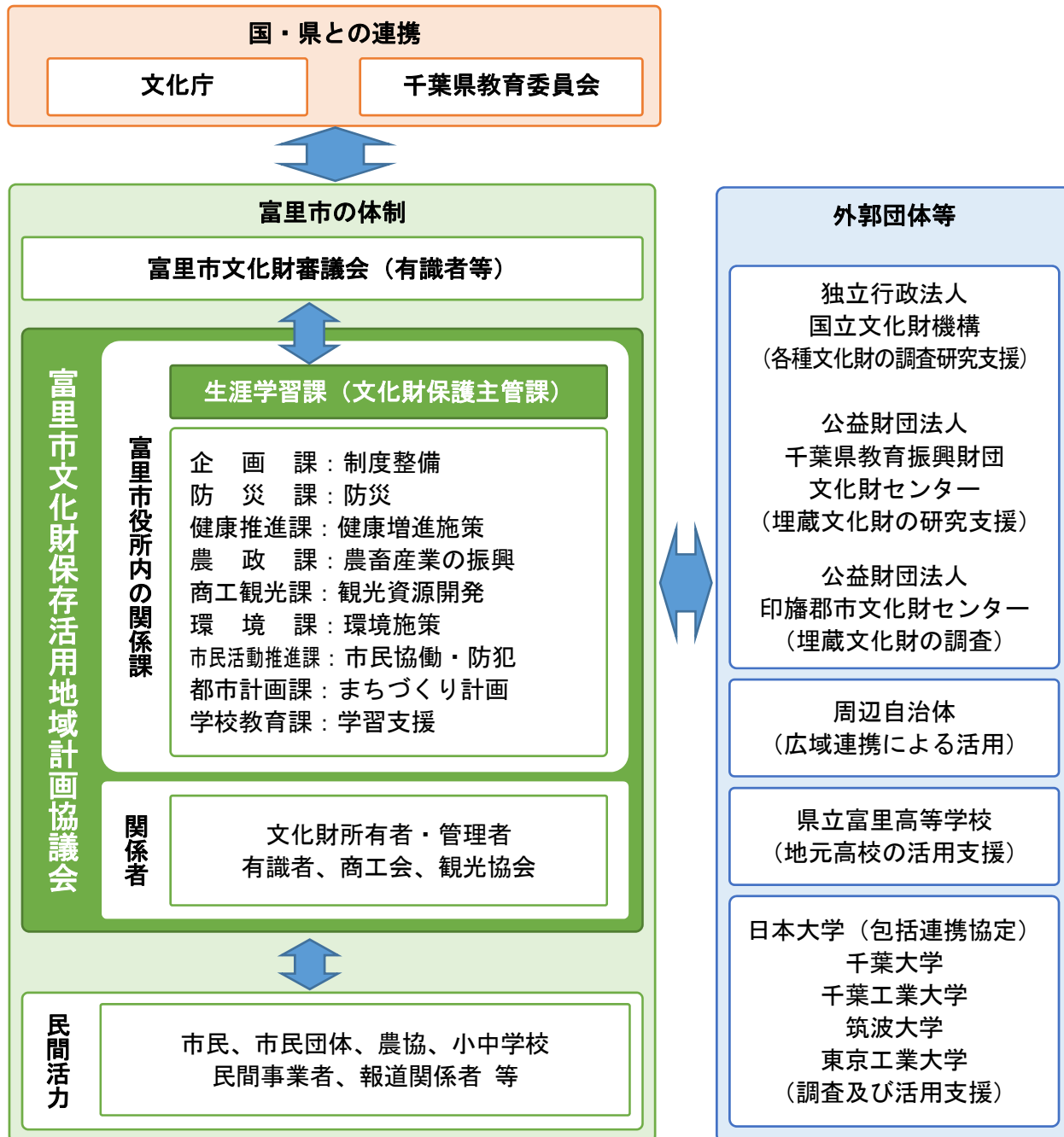
学校教育との連携

郷土愛を育む過程において、学校との連携は必要不可欠です。副読本の作成・校正に対する積極的協力や出前授業を円滑に行えるような体制を整えると同時に、民具などの本物を活用した授業の支援等について、学校現場と連携を図りながら推進していきます。



文化財の保存・活用の推進体制

本市における文化財の保存・活用の推進は、以下のような体制にて実施します。文化財を後世に残し、地域のために活用していくためには、行政だけでなく、地域住民、民間団体、研究機関等との連携・協働が不可欠です。



富里市文化財保存活用地域計画

概要版

2021年7月 認定

2021年10月 発行

発行・編集 千葉県富里市

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652-1

